



令和 8 年 1 月 29 日

国土交通省関東地方整備局

千葉国道事務所

国道 357 号 江戸川左岸高架橋・市川大橋（東京方面） における車線規制（車線減少、ランプ通行止め）について

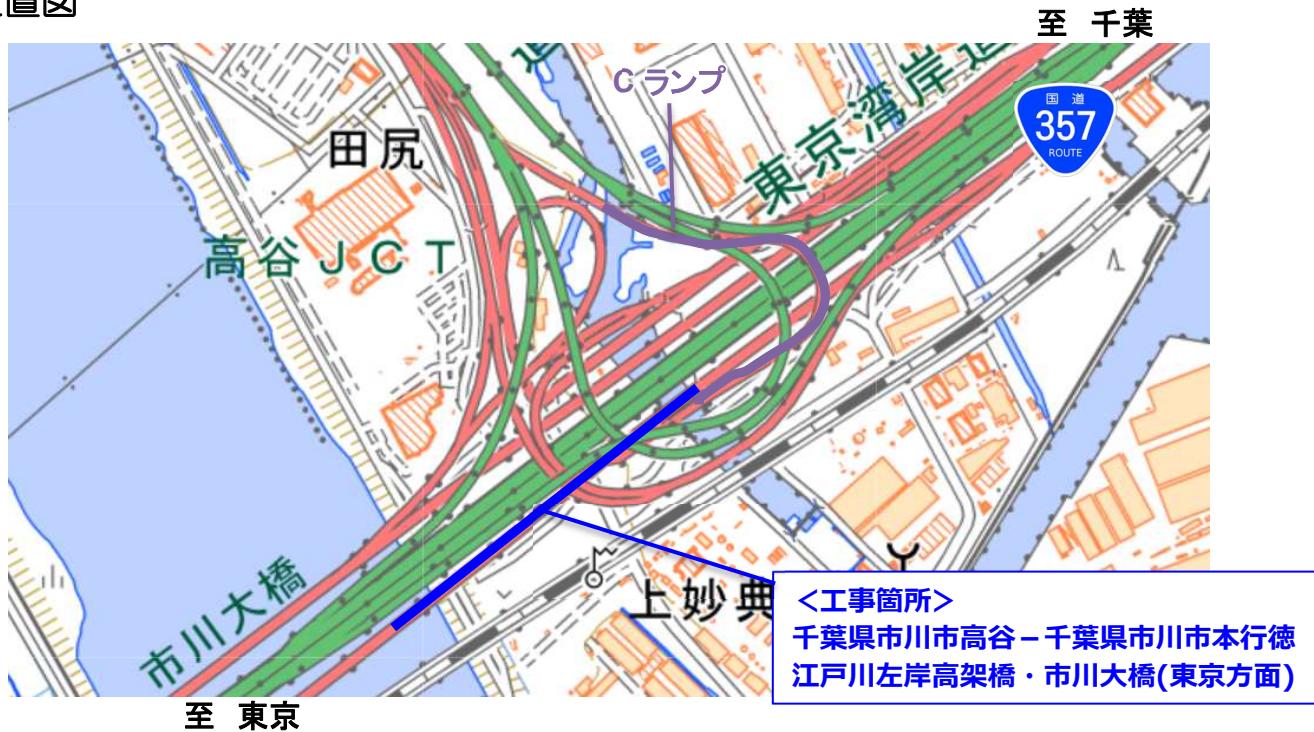
国道 357 号千葉県市川市の江戸川左岸高架橋・市川大橋（東京方面）の舗装補修工事のため、車線規制（車線減少、ランプ通行止め）を行います。

工事の着手日及び車線規制の時間帯が決まりましたのでお知らせします。

令和 8 年 2 月から令和 8 年 7 月までの間に、舗装補修工事に伴い【平日】22:00 から 5:00 までの車線規制（車線減少、ランプ通行止め）を予定しています。

道路利用者の皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ランプ通行止め時には、別添の迂回路へ迂回のご協力をお願いいたします。

■位置図



<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 開地（かいち） （内線：205）

管理第二課長 黒崎（くろさき） （内線：441）